

【指導・教育 関係】

担当 山下 飯島 堀内(美)
電話 055-262-4422

未認証行為の調査・確認・指導のための情報収集のお願い

標記について、山梨運輸支局長より次のとおり依頼がありました。

未認証行為の調査・確認・指導を重点的に行う強化月間として、平成19年度は7月に実施することとしております。

未認証行為に関する情報がありましたら、巻末の情報提供用紙により各支部長経由にて振興会にご連絡下さいますようお願いします。
(JASPA P24参照)

山運整第27の2号
平成19年4月20日

(社)山梨県自動車整備振興会会長 殿

関東運輸局山梨運輸支局長

道路運送車両法第78条違反に係る情報収集への協力依頼について

国土交通省では、従来より道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条の規程に基づく認証を受けていないで自動車分解整備事業を行っている事業者（以下「未認証事業者」という。）に対して認証取得の指導等を行っているところであります。今般、未認証事業者に係る情報収集・調査の一層の強化を図り、当該事業者に対する認証取得の指導等をより一層強力に推進するため、未認証行為に関する情報提供の収集について、貴会傘下会員のご協力がいただけるよう周知方よろしくお願いします。

自動車点検基準等の改正に伴う増し締めの取扱について

自動車点検基準等の改正に伴う「ホイールナット及びホイールボルトの損傷」の点検における増し締めの取扱について

自動車点検基準が改正され4月1日から施行されておりますが、今回の改正により、大型車の12ヶ月点検項目に「ホイールナット及びホイールボルトの損傷」が追加され、点検内容にディスクホイール取付後、適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50km～100km走行後が望ましい）にホイールナットを増し締めすることが「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定されました。

この増し締めの取扱について国土交通省整備課より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、増し締めの取扱は以下のとおりになります。

1. 増し締めは、12か月点検の一部として自動車使用者の責任において実施しなければなら

ないが、増し締め自体は、下記 2 に則り対応することを前提に、道路運送車両法第 94 条の 5 第 1 項の点検に関しては、指定自動車整備事業者が必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱われます。

また、認証事業者が行う 12 ヶ月点検においても同様に、検査場への持込み前の点検において、必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱われます。

2. 増し締めに係る記録簿への記載について

①定期点検整備を行った整備事業者が、自らなじみが出るまで走行 (50~100km 走行) し、増し締めも実施した場合

「ホイールナット及びホイールボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締め実施済み。」を附記する。

②定期点検整備において、整備事業者がディスクホイールの取り付けまでを実施した場合

「ホイールナット及びホイールボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締めをしてください。」を附記することにより増し締めは実施していないことを明確にする。

また、自動車使用者等に対して増し締めの励行について啓発するように努めるとともに、自動車使用者が自ら増し締めを実施する場合には、③に準じて点検整備記録簿等に記載することを啓発する。

③②の場合の後、整備事業者が増し締めだけを実施した場合

道路運送車両法第 49 条第 1 項の規定に基づき点検整備記録簿（新規のものでも、②で記載済みのものでも可。）に記載することとし、増し締めを実施した旨をアドバイス欄等に記載する。（なお、車両に備え付けのメンテナンスノートに付随した「メンテナンスレコード」に記載することでも良い。）

3. 点検又は整備の料金の設定・請求にあたっては、増し締めに関し、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を遵守する。

（JASPA P26 参照）

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

本運動は、国土交通省が定めた「不正改造車を排除する運動」の実施要領に沿って不正改造車を排除することを目的としています。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車、不正な二次架装、速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造等が社会問題となり、その排除が強く求められています。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、18 年度においても本運動を全国的に展開しますので、ご協力をよろしくお願いします。

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（抜粋）

1. 重点実施期間

平成 19 年 6 月 1 日（金）～6 月 30 日（土）までの 1 ヶ月間を強化月間とする。

2. 重点実施事項

（1）重点排除項目

- ①視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及びフロントガラスへの装飾版の装着
- ②クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- ④土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- ⑤燃料タンク増設等の不正な二次架装
- ⑥大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- ⑦ディーゼル黒煙を悪化させる燃料ポンプの封印の取り外し
- ⑧不正軽油燃料の使用

(2) 重点実施方法

①自動車ユーザーへの啓発

重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車ユーザーの不正改造に関する意識向上を図る。

②街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。

なお、その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

③支局等構内検査の実施

支局等構内に申請や変更登録のために来所した車両に対し指導を行い不正改造していた場合には整備命令の交付等を行う。

④迷惑改造車相談窓口（不正改造車 110 番）の設置

地方運輸局及び運輸支局に「迷惑改造車相談窓口（不正改造車 110 番）」を設置する等により、不正改造車に関する自動車ユーザーからの相談に応じるとともに、自動車ユーザー、関係事業者等から情報収集を行う。

⑤自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付

「迷惑改造車相談窓口（不正改造車 110 番）」に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む）の自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付するとともに、報告を求める。

⑥不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、販売会社、自動車ユーザーに対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、「迷惑改造車相談窓口（不正改造車 110 番）」に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施行者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

⑦整備事業者等による適正改造の推進

整備事業者等においては、自動車ユーザー等に対して不正改造の事例紹介及び適切な取付方法等の周知を図るとともに、適正な改造の施行体制を整える。

[整備事業者の実施事項]

- (1) 「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。
- (2) 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し不正改造となり犯罪であることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。
- (3) 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には復元又は記載変更の手続き又は構造変更の手続きを行う。

- (4) 不正改造防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導は「不正改造車排除マニュアル」を活用する。
また、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。
- (5) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び整備受注車両等について、点検表（「不正改車排除マニュアル」に添付）による定期的な自主点検の実施に努める。
- (6) 不正改造車に関する情報を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。

引取業、フロン回収業者の登録の更新について (自動車リサイクル関係)

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間（5年）の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続する場合には、登録期間満了日（登録日から5年目に当たる日の前日）までに、下記により登録の更新を行って下さい。

登録年月日は、下記の山梨県環境整備課ホームページにある自動車リサイクル・事業者名簿から確認出来ます。

「引取業者」
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/89841928731.pdf>

「フロン類回収業者」
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/83764768827.pdf>

1. 引取業者

- 【必要書類】
- ①申請書 ②誓約書 } 振興会指導・教育部門窓口にあります。また振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。
- ③住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]
④整備士合格証書の写し
⑤更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)

2. フロン類回収業者

- 【必要書類】
- ①申請書 ②誓約書 } 振興会指導・教育部門窓口にあります。また振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。
- ③住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]
④整備士の合格証書の写し
⑤更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)
⑥フロン回収設備の所有権を有することを証する書面
- 所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し
所有していない場合：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し

- ⑦フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

3. 提出先

山梨県自動車整備振興会 指導・教育部門窓口、又は下記林務環境事務所まで提出してください

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 TEL 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市及び 昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 TEL 055-240-4141	市川三郷町、増穂町、鰍沢町、 早川町、身延町及び南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎2階 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士 河口湖町、小菅村及び丹波山村

4. 受付期間

フロン類回収業者の登録後、5年目にあたる日の前日の2ヶ月前から受付

春の全国交通安全運動の展開に伴う横断幕を掲示について

平成19年5月11日（木）から20日（日）までの10日間にわたり、「春の全国交通安全運動」が実施されます。

つきましては、各事業所におかれましても本運動の主旨にご理解いただき、交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても「春の全国交通安全運動」に協力し5月11日から1ヶ月間、山梨県下53ヶ所に横断幕『確かめよう 点検整備と 車間距離』を掲示し点検整備の必要性を啓蒙しますので、横断幕の掲示についてご協力をお願いします。



【設置箇所一覧】

支部名	設置箇所	支部名	設置箇所
甲府東	山梨学院大学	市川	中央市田富
	甲府警察署前		昭和町押越
	甲府市相生	南巨摩北	身延町下山公民館前
甲府西	国母清水新居		身延町丸滝
	甲府市富竹第二		身延町西島
	甲府市富竹		鰍沢町役場入口
	山県神社北		増穂小学校前
	竜王駅入口	南巨摩南	南部町越渡
甲府南	甲斐市篠原	東八	御坂町夏目原
	甲府南高等学校前		石和南小学校前（上り）
	甲府市国母		石和南小学校前（下り）
	甲府市上阿原		笛吹市八代支所前
甲府北	甲府市向町	日下部	山梨市下釜口
	甲府市緑ヶ丘		山梨市落合
	甲府市北新	塩山	甲州市東雲
	甲府市武田		甲州市勝沼
	甲府市美咲	岳麓	鳴沢村鳴沢
峠北	甲府市北口		富士吉田市新屋
	武川町牧ノ原		山中湖村山中湖
峠崎	峠崎市穴山橋		富士河口湖町小立
南アルプス南	南アルプス市清水	大月	大月市初狩
	南アルプス市十日市場 角力場		大月市真木入口
	南アルプス市十五所	都留	都留市東桂
南アルプス北	南アルプス市野牛島		都留市小沼
	桃源郷マラソン橋	上野原	上野原市鶴川入口
	上今諏訪連絡橋		上野原市四方津公民館前
	甲西バイパス 在家塚		

平成19年度 騒音計移動検定の実施について

標記検定が次により実施されます。

指定整備事業者は、騒音計有効期間の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

1. 日 時 平成19年5月24日（木）10:00～15:00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 整備振興会 実習場
3. 実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 手数料 19,100円

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	結果
4月17日（火） 13:30～14:30 (雨天の為)	中巨摩郡 昭和町 中央高速昭和 I C出口付近	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 甲府南支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 72台 不良車両数 4台 内整備命令 0台 口頭警告 4台 車検切れ 0台

甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

平成19年度マイカーポイント検査キャンペーンツール

『マイカーポイント検査キャンペーン』（自動車点検整備促進全国キャンペーン）は、国土交通省、警察庁の指導のもとに、各都道府県整備振興会及び自動車整備事業者が自動車ユーザーに自動車の構造及び点検整備の知識を啓発し、適正な自動車使用についての理解と整備事業者とのコミュニケーションを深めることにより、点検整備の実施促進を図り、自動車の事故防止等に資することを目的に実施されるものです。

「てんけんくん」をキャラクターにしたキャンペーンツールも昨年と同様に、のぼり、横断幕、マイカーハンドブック、キーホルダー、貯金箱等色々な種類が用意されています。

自動車ユーザーの保守管理責任の意識向上並びに自主的な点検整備の推進等を訴えるツールとしてこれらのキャンペーンツールを上手に活用し、点検整備の促進と集客アップにお役立て下さい。

キャンペーンツール購入ご希望の事業者は、巻末の注文書に必要事項をご記入の上、平成19年6月8日（金）までに代金を添えて振興会指導教育部門までお申込み下さい。

各種講習会・試験等の開催について

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

1. 講習日 平成19年6月21日（木）9：30～17：00
2. 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
3. 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
5. 受付期間 平成19年5月1日～5月31日（木）
6. 受講料 8,000円
申込書は、振興会ホームページの会員ページ <http://www.ams.or.jp> からもダウンロードできます。

平成19年度第1回自動車検査員教習

1. 受付期間 平成19年5月14日（月）～5月18日（金）
2. 教習日程 平成19年6月29日（金）
7月 2日（月）
7月 3日（火）
7月 5日（木）
3. 試問日 平成19年7月10日（火）
4. 受講料 19,000円（資料代）
5. 教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
6. 教習受講の資格
教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者であって、次に該当する者。
 - (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - (3) 上記（1）及び（2）に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

申込書は、振興会ホームページの会員ページ <http://www.ams.or.jp> からもダウンロードできます。

自動車検査員教習特別講習会

1. 受付期間 平成19年5月14日（月）～5月18日（金）
2. 日程 平成19年7月 4日（水）、6日（金）、9日（月）
3. 受講料 9,000円
4. 会場 (社)山梨県自動車整備振興会

平成19年度第1回自動車整備士技能検定試験

1. 種 目 二級ガソリン自動車
三級自動車シャシ
2. 受付期間 平成19年5月7日(月)～5月18日(金)
3. 学科試験 平成19年7月23日(月)
4. 申請方法 申請書は、指導・教育部門窓口にあります。

平成18年度第2回自動車整備技能登録試験結果

標記登録試験が、3月25日(日)、(社)山梨県自動車整備振興会において実施され、結果は下記の通りでした。
(一種養成施設受検者を除く)

() 内は、登録試験実践講座受講者の成績

種 類	項 目	108期 受講生	一般 受験者	合 計
1級小型	受験者	0	17	22
	合格者	0	1	4
	合格率(%)	0	5.9	18.2
2級ガソリン	受験者	16(13)	12(0)	94(13)
	合格者	14(12)	0(0)	72(12)
	合格率(%)	87.5(92.3)	0(0)	76.6(92.3)
2級ジーゼル	受験者	0	9	69
	合格者	0	0	27
	合格率(%)	0	0	39.1
3級ガソリン	受験者	12(7)	13(4)	63(11)
	合格者	9(6)	9(4)	44(10)
	合格率(%)	75.0(85.7)	69.2(100)	69.8(90.9)
3級シャシ	受験者	0	1	1
	合格者	0	1	1
	合格率(%)	0	100	100
車 体	受験者	0	5	5
	合格者	0	1	1
	合格率(%)	0	20.0	20.0
合 計	受験者	28	57	254
	合格者	23	12	149
	合格率(%)	82.1	21.1	58.7

(JASPA P22参照)